



長野県報

5月28日(木)
平成21年
(2009年)
第2069号

目次

規 則

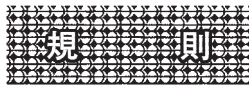
事務処理規則の一部を改正する規則（行政改革課）	2
銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則（生活安全企画課）	2

告 示

長野県議会定例会の招集（財政課）	3
地方自治法施行令に基づく自動車税の収納の事務の委託（税務課）	3
平成7年長野県告示第128号（環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく水質汚濁に係る環境基準の指定）の一部改正（水大気環境課）	3
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3
長野県収入証紙売りさばき人の指定（会計課）	4

公 告

一般競争入札（消防課）	4
特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	5
表彰規則に基づく表彰（人事課）	5
一般競争入札（病院事業局）	5
大規模小売店舗立地法に基づく県の意見に対する届出及び届出の縦覧（産業政策課）	6
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（産業政策課）	6
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課）	7
技術専門校の平成21年度の短期課程訓練生の募集（人材育成課）	7
平成22年度長野県農業大学校農学部学生の募集（農業技術課）	8
平成22年度長野県林業大学校学生の募集（信州の木振興課）	10
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更案に係る公聴会の中止（都市計画課）	11
土地改良事業の工事の完了（2件）（農地整備課）	11
開発行為に関する工事の完了（3件）（建築指導課）	11
特定調達契約に係る一般競争入札（教学指導課）	12
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会（2件）（生活安全企画課）	13
警備業法に基づく警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）	14
一般競争入札（障害福祉課）	15
一般競争入札（事業課）	16
一般競争入札（高校教育課）	17
一般競争入札（文化財・生涯学習課）	18



事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年 5月28日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第34号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の37の(2)のアの(7)中「一般販売業」を「店舗販売業」に改め、同(イ)中「第26条第3項ただし書の規定による」を「第34条第1項の規定による卸売販売業の」に改め、同(ウ)及び同(エ)を削り、同(オ)を同(ウ)とし、同(カ)から(ケ)までを同(イ)から(ウ)までとし、同アに次の事項を加える。

- (ス) 第83条の2の2第1項の規定による店舗販売業の許可
- (セ) 薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の薬事法第26条第1項の規定による一般販売業の許可
- (ソ) 薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第5条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の薬事法第28条第1項の規定による薬種商販売業の許可

別表第2の37の(2)のイの(イ)を削り、同(ウ)を同(イ)とし、同(イ)から(ウ)までを同(ウ)から(ケ)までとし、同ウ中「(特例販売業に係るものに限る。)」を削る。

別表第9の5の(10)のアの(7)中「一般販売業（卸売一般販売業を除く。(イ)及びイにおいて同じ。)及び特例販売業」を「店舗販売業」に改め、同(イ)中「一般販売業、薬種商販売業及び特例販売業に係るものに限る。(イ)において同じ)」を「店舗販売業に係るものに限る、薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）第1条の規定による改正前の薬事法（以下「旧法」という。）第26条第1項の一般販売業、旧法第28条第1項の薬種商販売業及び旧法第35条第1項の特例販売業に係るものを含む」に改め、同(ウ)を次のように改める。

- (ウ) 旧法第35条の規定による品目の指定（薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号）第1条の規定による改正前の薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の規定による品目の変更又は追加を含む。）

別表第9の5の(10)のイ中「一般販売業、薬種商販売業、特例販売業並びに薬事法第39条第1項の高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業に係るものに限る」を「薬事法第26条第1項の店舗販売業並びに同法第39条第1項の高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業に係るもの限り、旧法第26条第1項の一般販売業、旧法第28条第1項の薬種商販売業及び旧法第35条第1項の特例販売業に係るものを含む」に改め、同(7)中「(薬種商販売業に係るものにあつては、更新に限る。)」を削り、同(ウ)を削り、同(エ)を同(ウ)とし、同(オ)を削り、同(カ)を同(エ)とし、同(キ)を同(オ)とする。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

行政改革課

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年 5月28日

長野県公安委員会委員長 宮 下 行 一

長野県公安委員会規則第6号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和53年長野県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条中「様式第11号」を「様式第12号」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(医師の指定)

第9条 法第12条の3の規定による医師の指定（以下この条において「医師の指定」という。）は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める医師のうちから行うものとする。

2 前項の医師の指定の期間は3年以内とし、再指定を妨げないものとする。

3 第1項の規定により医師の指定を行ったときは、その氏名、勤務する病院等の名称及び所在地並びに別表の左欄に掲げる診断の対象者を告示するものとする。

附則の次に次の別表を加える。

(別表) (第9条関係)

診断の対象者	医 師
法第5条第1項第2号の政令で定める病気（政令第5条の2第3号に掲げる病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第3号及び第4号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師
法第5条第1項第2号の政令で定める病気（政令第5条の2第3号に掲げる病気に限る。）にかかっている者	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
法第5条第1項第2号の介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

様式第3号から様式第5号まで中「狩猟免許（乙種）」を「第一種銃猟免許」に改める。

様式第11号中「第9条関係」を「第10条関係」に改める。

様式第12号中「第10条関係」を「第11条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

生活安全企画課